

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年八月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

路線名	加須鴻巣線
供用開始の区間	加須市下崎字西ノ谷裏三四七番七地 先から 同市下崎字西ノ谷裏五五番地先まで
供用開始の期日	令和八年八月四日
備 考	令和八年八月四日付け行田県土整備事務所長告示第八号 で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二・一・四二メートル